

住民税の寄附金税額控除を受けるには申告が必要です。

地方自治体や一定の団体に対して2,000円を超える寄附をした場合、住民税の税額控除を受けることができます。確定申告で住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の第二表の「住民税（・事業税）に関する事項」等に寄附先及び寄附金額を記載し、領収書を添付の上、税務署に提出する必要があります。

もし第二表の「住民税（・事業税）に関する事項」に記載を忘れた場合、住民税では寄附金税額控除が適用されない場合があります。ただし、寄附した年から5年以内であれば、市役所へ修正申告を行うことができます。（この場合、修正処理に時間がかかることがあります。）

記入箇所

【確定申告書（第二表）】

令和07年分の所得税及び住民税の申告書

FA2305

住民税の申告書

第二表 住民税（・事業税）に関する事項

○ 所得の内訳（所得税及び住民税の課税所得）

○ 寄附金控除に関する事項 (29)

○ 寄附先に関する事項 (30)

○ 寄附金控除に関する事項 (31)

○ 寄附金控除に関する事項 (32)

○ 寄附金控除に関する事項 (33)

○ 寄附金控除に関する事項 (34)

○ 寄附金控除に関する事項 (35)

○ 寄附金控除に関する事項 (36)

○ 寄附金控除に関する事項 (37)

○ 寄附金控除に関する事項 (38)

○ 寄附金控除に関する事項 (39)

○ 寄附金控除に関する事項 (40)

○ 寄附金控除に関する事項 (41)

○ 寄附金控除に関する事項 (42)

○ 寄附金控除に関する事項 (43)

○ 寄附金控除に関する事項 (44)

○ 寄附金控除に関する事項 (45)

○ 寄附金控除に関する事項 (46)

○ 寄附金控除に関する事項 (47)

○ 寄附金控除に関する事項 (48)

○ 寄附金控除に関する事項 (49)

○ 寄附金控除に関する事項 (50)

○ 寄附金控除に関する事項 (51)

○ 寄附金控除に関する事項 (52)

○ 寄附金控除に関する事項 (53)

○ 寄附金控除に関する事項 (54)

○ 寄附金控除に関する事項 (55)

○ 寄附金控除に関する事項 (56)

○ 寄附金控除に関する事項 (57)

○ 寄附金控除に関する事項 (58)

○ 寄附金控除に関する事項 (59)

○ 寄附金控除に関する事項 (60)

○ 寄附金控除に関する事項 (61)

○ 寄附金控除に関する事項 (62)

○ 寄附金控除に関する事項 (63)

○ 寄附金控除に関する事項 (64)

○ 寄附金控除に関する事項 (65)

○ 寄附金控除に関する事項 (66)

○ 寄附金控除に関する事項 (67)

○ 寄附金控除に関する事項 (68)

○ 寄附金控除に関する事項 (69)

○ 寄附金控除に関する事項 (70)

○ 寄附金控除に関する事項 (71)

○ 寄附金控除に関する事項 (72)

○ 寄附金控除に関する事項 (73)

○ 寄附金控除に関する事項 (74)

○ 寄附金控除に関する事項 (75)

○ 寄附金控除に関する事項 (76)

○ 寄附金控除に関する事項 (77)

○ 寄附金控除に関する事項 (78)

○ 寄附金控除に関する事項 (79)

○ 寄附金控除に関する事項 (80)

○ 寄附金控除に関する事項 (81)

○ 寄附金控除に関する事項 (82)

○ 寄附金控除に関する事項 (83)

○ 寄附金控除に関する事項 (84)

○ 寄附金控除に関する事項 (85)

○ 寄附金控除に関する事項 (86)

○ 寄附金控除に関する事項 (87)

○ 寄附金控除に関する事項 (88)

○ 寄附金控除に関する事項 (89)

○ 寄附金控除に関する事項 (90)

○ 寄附金控除に関する事項 (91)

○ 寄附金控除に関する事項 (92)

○ 寄附金控除に関する事項 (93)

○ 寄附金控除に関する事項 (94)

○ 寄附金控除に関する事項 (95)

○ 寄附金控除に関する事項 (96)

○ 寄附金控除に関する事項 (97)

○ 寄附金控除に関する事項 (98)

○ 寄附金控除に関する事項 (99)

○ 寄附金控除に関する事項 (100)

○ 寄附金控除に関する事項 (29)

寄附先の名称等		寄附金	円
特例適用条文等			

都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
円	円	円	円